

平成 19 年 12 月 20 日

固定資産の減損に係る会計基準の適用指針の修正

I. リース会計基準関係

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る賃貸借処理の廃止に伴う修正

(1) 固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書及び固定資産の減損に係る会計基準（企業会計審議会）の修正

意見書及び会計基準は、修正しないこととする。

（理由）

減損会計基準で、所有権移転外ファイナンス・リース取引の例外処理（賃貸借処理）に対応する取扱いが記載されているのは「意見書」であり、「会計基準」においては賃貸借処理をした場合の減損の処理方法が注解で規定されているのみである。賃貸借処理をした場合の減損の処理方法は、既存分のリース取引に賃貸借処理が一部継続されるため今後も必要であり、修正する場合は「意見書」のみとなる。「意見書」は事後的に修正するのになじまず、また、今回の検討はリース会計基準の改訂に伴う付随的な修正であり、「意見書」を修正するまでには至らないと考えられる。

(2) 企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」の修正

資料 2 参照

2. リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法による場合の減損処理

（論点の概要）

リース適用指針では、借手において、リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によることが認められている（リース適用指針第 31 項、有形無形固定資産の 10% 基準）。この場合、利息相当額がリース資産の帳簿価額に含まれることとなるため、当該リース資産に減損が生じた場合、利息相当額分だけ減損損失が過大に計上されることとなるが、何らかの調整が必要か。

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

案１

対応は特に不要。

（理由）

リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法の適用は、リース資産総額に重要性が乏しいことが前提であるため、リース資産に含まれる利息相当額も重要性に乏しいことが想定される。

案２

減損時に、リース資産に含まれる利息相当額を合理的に算出し、リース債務から控除することを認める（できる規定）。また、それ以後の利息相当額の配分は定額法によることを認める。

（理由）

一般的には、利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法を利用できる場合は、リース資産に重要性がないことが想定されるが、個々のケースによっては重要性があることも有り得る。したがって、リース資産に含まれる利息相当額を控除し減損の対象としないことを想定した定め（できる規定）とする。

Ⅱ. 企業結合、持分法会計関係

本指針の中で使われている「連結調整勘定」、「連結調整勘定相当額¹」及び「営業権²」という表現を、「のれん」に改め、これにともなって必要となる字句の修正を行う。また、のれんの償却に関する記述についても、旧商法を前提とする部分については、会社法を前提とする記述に改める。

（理由）

「企業結合に係る会計基準」が公表されて以降、連結調整勘定、連結調整勘定相当額及び営業権は、企業会計基準委員会（ASBJ）の公表物においては「のれん」という表現に置き換えられている。11月に公表された公開草案「持分法に関する会計基準（案）」では、ASBJがこれまで公表した他の基準等の中で使用されている連結調整勘定及び連結調整勘定相当額の表現についても、一律にこれらをのれんに改めることが提案されている。ただし、本指針については、今回のリース会計基準に関連する修正が別途予定されていたことから、上記の提案の対象には含まれておらず、この修正の中で対応することとされている。

以 上

¹持分法の適用における、投資会社の投資日における投資と、これに対応する持分法適用会社の資本との間の差額をいう。

²営業権のうち、のれんに相当するものに限る。以下同じ。

（財）財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

＜参考＞

固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書（企業会計審議会）

四. 4. ファイナンス・リース取引の取扱い

ファイナンス・リース取引に係る借手側の会計処理方法としては、通常の売買取引に係る方法に準ずる会計処理（売買処理）のほか、リース物件の所有権が借手に移転すると認められるもの以外の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準ずる会計処理（賃貸借処理）が認められている。 売買処理を採用している場合には、借手側が当該

ファイナンス・リース取引により使用している資産（リース資産）は、本基準の対象資産となり減損会計が適用されるが、賃貸借処理を採用している場合であっても、売買処理を採用した場合との均衡上、減損会計と同様の効果をもつ会計処理を行う必要がある。

このため、賃貸借処理を採用している場合のファイナンス・リース取引に係るリース資産又は当該リース資産を含む資産グループの減損処理を検討するに当たっては、当該リース資産の未経過リース料の現在価値を当該リース資産の帳簿価額とみなして本基準を適用することとした。この場合、リース資産に配分された減損損失は負債として計上し、リース契約の残存期間にわたり規則的に取崩すこととなる。

固定資産の減損に係る会計基準注解（企業会計審議会）

（注 12）

1. ファイナンス・リース取引について、借手側が賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている場合、借手側が当該ファイナンス・リース取引により使用している資産（以下「リース資産」という。）又は当該リース資産を含む資産グループの減損処理を検討するに当たっては、当該リース資産の未経過リース料の現在価値を、当該リース資産の帳簿価額とみなして、本基準を適用する。ただし、リース資産の重要性が低い場合においては、未経過リース料の現在価値に代えて、割引前の未経過リース料を、リース資産の帳簿価額とみなすことができる。
2. 賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っているファイナンス・リース取引に係るリース資産に本基準を適用した場合、リース資産に配分された減損損失は負債として計上し、リース契約の残存期間にわたり規則的に取崩す。取崩された金額は、各事業年度の支払リース料と相殺する。

以上

（財）財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。